

日豪円滑化協定に基づく豪州国防軍に対する課税免除の特例措置

対象税目：軽油引取税（地方税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

- 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下、「日豪円滑化協定」という。）に基づく訪問部隊に対する課税免除の特例措置である。
- 現行税制では、オーストラリア国防軍が日本を訪問した際の、軽油の取得等については課税されることとされている。本特例措置がない場合、日豪円滑化協定に基づく共同訓練や災害救助等の両国部隊間の協力活動の実施に支障をきたすおそれがある。

当該措置の政策体系における位置づけ

- 防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企（防）第168号。令和5年3月29日）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。
基本目標：①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出
②力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾
③万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除。
政策分野：1 国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取り組み
2 同志国等との連携。
施策：1 国際平和協力活動等
2 共同訓練・演習

② 現行制度の概要

根拠条文：地方税法附則第12条の2の7第1項第1号及び第2号、同条第7項、地方税法施行令附則第10条の2の2の第2項、同条第4項、地方税法施行規則附則第4条の7第1項
創設年度：令和5年度
適用期限：令和9年3月31日
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】

- 自衛隊が調達した軽油のうち、船舶の動力源として用いる軽油は、“自衛隊の船舶、通信機械等の動力源の用途の軽油に係る課税免除の特例措置”により軽油引取税が免税されている。具体的には、自衛隊は、自らが使用する船舶の動力源に用いる軽油を調達する際には、地方税法附則第12条の2の7第1項第1号に基づき、令和9年3月31日までの間、課税免除の特例措置を受けている。
- また、日豪円滑化協定第17条1では、同協定に基づきオーストラリア国防軍の訪問部隊を受け入れる際、我が国滞在中のオーストラリア国防軍による資材等の取得・利用に対する課税に関して、自衛隊と同等の条件とすることが規定されている。
- 本制度は、日豪円滑化協定に基づき、オーストラリア国防軍が日本を訪問した際、軽油引取税に関して自衛隊と同等の条件での課税免除措置とし、共同訓練や災害救助等の両国部隊間の協力活動の実施を円滑化することを目的としている。

減収額

年度	金額（億円）
	オーストラリア国防軍訪問部隊の資材等全件の把握は困難であるため、減収額は不明

③ アクティビティ

- オーストラリア国防軍の訪問部隊を受け入れる際、軽油引取税の課税および都道府県知事の事前承認に係る調整を自衛隊と同等の条件とすることで、共同訓練や災害救助等の両国部隊間の協力活動の実施を円滑化する。

④ アウトプット

年度	件数	適用額（億円）
		オーストラリア国防軍訪問部隊の資材等全件の把握は困難であり、実績は不明である。

○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○我が国滞在中のオーストラリア国防軍に対する自衛隊と同等の条件での課税免除 →日豪円滑化協定に基づく課税免除による両国部隊間の協力活動（共同訓練、災害救助等）の円滑な実施
⑤ 短期アウトカム	○自衛隊と同等の条件での課税免除による日豪円滑化協定の実効性の確保 指標・目標値：オーストラリア国防軍の自衛隊と同等の条件での課税免除による運用の実効性を確保 対象期間：措置適用期間中
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○自衛隊と同等の条件での課税免除により、運用の実効性を保持 →日豪部隊間の協力活動の実施を円滑化
⑥ 中期アウトカム	○自衛隊と同等の条件での課税免除による日豪円滑化協定の実効性の確保 指標・目標値：オーストラリア国防軍の自衛隊と同等の条件での課税免除による運用の実効性を確保 対象期間：措置適用期間中
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○自衛隊と同等の条件での課税免除により、運用の実効性を保持 →日豪部隊間の協力活動の実施を円滑化
⑦ 長期アウトカム	○自衛隊と同等の条件での課税免除による日豪円滑化協定の実効性の確保 指標・目標値：オーストラリア国防軍の自衛隊と同等の条件での課税免除による運用の実効性を確保 対象期間：措置適用期間中

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
過去の適用実績（実績不明）	定量的なデータがないため定性的分析に用いた。
制度設計	
関係法令・戦略3文書	

●分析手法：定性的分析（制度設計・政策目的の整合性）
 選定理由：本特例措置によってアウトカムが増減する性質のものではないため、制度設計が政策目的を阻害しない状態を確保しているかを確認する観点から、定性的分析を採用した。

【分析内容】

- 本特例措置は、日豪円滑化協定に基づき、共同訓練や災害救助等の両国部隊間の協力活動の実施を円滑化することを目的として、軽油引取税の課税を免除する制度設計となっている。
- オーストラリア国防軍の訪問部隊を受け入れる際、軽油引取税の課税および都道府県知事の事前承認に係る調整を自衛隊と同等の条件とすることで、共同訓練や災害救助等の両国部隊間の協力活動の実施を円滑化されるため、政策目的と整合している。

○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○ 我が国滞在中のオーストラリア国防軍が自衛隊と同等条件での課税免除を受けることで、両国部隊間の協力活動（共同訓練、災害救助等）の円滑な実施に寄与した。		
② 達成できていない場合の要因	短期 -	中期 -	長期 -
③ 政策効果等	○ 日豪円滑化協定に基づく課税免除による日豪協力活動（共同訓練、災害救助等）の円滑な実施を可能とする制度的効果がある。 ○ 本特例措置の実施により、日豪両国の部隊間の相互運用性の向上及びオーストラリアとの安全保障・防衛協力の更なる促進が期待される。		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○ 日豪円滑化協定に基づく課税免除は、日豪協力活動（共同訓練、災害救助等）の円滑な実施に資する措置の一つとして位置付け ○ 本協定の実施により、日豪両国の部隊間の相互運用性の向上及び豪州との安全保障・防衛協力の更なる促進されることを期待 ○ 地方自治体等における租税事務にかかる負担の軽減		
⑤ 見直しの方向性	○ 日豪円滑化協定に基づく、共同訓練や災害救助等の両国部隊間の協力活動の実施の円滑化のため、引き続き免税措置とする必要がある。 ○ 加えて、日豪円滑化協定は恒久的措置であり、日豪円滑化協定の下での協力活動は、将来にわたり想定されるものであるため、オーストラリア国防軍訪問部隊に対する課税免除措置についても恒久化が妥当であると考えます。		

主担当部局 : 防衛政策局国際政策課